

小浜島カントリークラブ・ゴルフ場利用約款

■適用範囲

第1条 小浜島カントリークラブ（以下「当ゴルフ場」という）をご利用される方は、本約款に従ってご利用頂きます。

■利用契約の成立

第2条 当ゴルフ場においてプレーされる方（以下「利用者」という）は、当日フロントにおいて当ゴルフ場指定の署名カードに署名をしていただきます。これにより利用約款に合意いただいたものとみなします。また、ご利用者本人または、ご利用団体の意向により、当ゴルフ場が署名カードへの署名を代筆する場合においても、利用約款に合意いただいたものとみなします。
それにより、当ゴルフ場は施設利用をお引き受けいたします。ただし、第5条各項の事由があると認められる場合、施設利用及び利用継続をお断りすることがあります。

■利用の申し込み

第3条 プレーの申し込みは、原則としてプレー日の3ヶ月先の同日までの予約を承ります。

- ・予約は代表者または幹事名及び同伴者並びに組合せ、宿泊先施設名または石垣港離島ターミナル出港時間を明示してお申し込み下さい。
- ・予約方法は、メール若しくはファクシミリ、専用の申込用紙の提出、またはインターネット予約（楽天 GORA・GDO・じゃらん等）といたします。

■キャンセルポリシー

第4条 ご予約につきましては下記のキャンセル料金が掛かります。

- ・プレー予約日の7日前より1組減につき5,000円（税込。1組は3名以上）をご予約者またはコンペ幹事様へご請求させていただきます。
- ・6組以上の大型コンペにつきましてはプレー予約日の14日前より1組減につき5,000円（税込。1組は3名以上）をご予約者またはコンペ幹事様へご請求させていただきます。

※キャンセル料金の免除について

- ・台風ならびに雷警報発令時などのコースクローズ時やゴルフ場判断にてプレーを中断させる場合。
- ・プレー参加予定者の中に流行性疾患発症者が出了した場合、体調不良申告者がプレー

をしないとき。

■施設利用及び利用継続の拒絶

第5条 当ゴルフ場は、次の場合には施設利用並びに利用継続をお断りする場合があります。

また、インターネット予約（楽天 GORA・GDO・じゃらん等）から既にご予約を頂いた場合においても当ゴルフ場より予約取り消しの通知を致します。

- ・プレーの申し込みが本約款によらないとき。
 - ・満員のためスタート時間に余裕がないとき。
 - ・天災地変、施設の故障、補修その他やむを得ない事情により、当ゴルフ場の全部または一部をクローズするとき。
 - ・利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなしたとき、または、なす恐れがあると認められるとき。
 - ・法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ・利用に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ・風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当ゴルフ場の信用を毀損し、又は当ゴルフ場の業務を妨害する行為。
 - ・ルール、マナー及び当ゴルフ場が定める服装規定その他のエチケットに反し、また、警告を無視してスロープレーや危険な行為を改めないとき。
 - ・粗暴な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為があった場合。
 - ・利用者が、自らもしくは第三者をして、他人の名義を利用し、第2条所定の署名または第3条所定のプレーの申し込みもしくはプレーヤーの氏名の告知をしたとき。
 - ・その他本約款に違反したとき、並びに当ゴルフ場の施設を利用させることが好ましくない事由があるとき。
- *利用を開始した後でも上記の内容が認められるときは、その都度または将来にわたり、利用をお断りすることがあります。

■休業日・営業時間

第6条 当ゴルフ場の休業日と営業時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時に変更する場合があります。

■利用料

第7条 利用者は当ゴルフ場の定めるところにより、プレーフィーその他の利用料を定められた方法によりお支払いください。

■金銭その他貴重品の取扱い

第8条 金銭及び貴重品のお取り扱いに関しては、ご本人自身で所定の貴重品ボックスへお預けください。

- ・収容品の盗難、紛失、損傷等については、当ゴルフ場の故意または重過失による場合を除き、損害賠償責任を負いません。なお、当ゴルフ場が必要と認めたときは、貴重品ボックス及び更衣室内のロッカーを開閉し点検することに合意いただいたものとみなします。
- ・一定期間内に同じロッカーを使用するため、複数日に連続して収容品を一時的に保管する場合においては、当ゴルフ場従業員による点検・清掃のためロッカーを開閉することに合意いただいたものとみなします。

■駐車場の利用

第9条 当ゴルフ場で提供している駐車場で自動車及び車両内の物品に盗難または損傷等の事故があっても当ゴルフ場は責任を負いません。

■宅配便の取り次ぎ

第10条 宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズなどの受領・保管・発送はお取り次ぎは致しますが、取り次ぎ中の物品の盗難、紛失、損害等は、当ゴルフ場の故意または重過失による場合を除き、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

■火器使用の禁止

第11条 コース内やクラブハウス内の火器使用は、所定の場所以外では厳禁とします。
・マッチの燃え残り、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れください。

■乗用カートの利用

第12条 乗用カートの運転は自動車運転免許証の所有者となります。
お客様の過失による人身・物損事故の費用負担はお客様自身となります。
その他、乗用カートの利用に関することについては、別途定める「小浜島カントリークラブ・乗用カート利用規約」によるものといたします。

■退避

第13条 落雷及び自然災害の恐れがあると認められる場合、またはゴルフ場からそれらの恐れがあると通知された場合には直ちにプレーを中止し、退避場所または安全と思われる場所に避難してください。

■危険防止責任とエチケット、マナーの厳守

第14条 ゴルフプレー時において危険を伴う場合がありますので、利用者はエチケ

ット並びにマナーを守り全て自己責任でプレーをして頂きます。

また、利用者間において発生した被打球事故その他の事故については、利用者間において解決して頂くこととし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

- ・利用者は打順を守り、みだらにティーグラウンドに立ち入らないこと。
- ・素振りはティーマーク内の打席または指定場所以外ではしないこと。
- ・自己の飛距離を認識し、自分で判断の上、前の組に打ち込まないこと。
- ・利用者は同伴打者の前方に絶対出ないこと。
- ・隣接ホールに打ち込んだ時は、隣接ホールのプレーヤーに必ず合図すること。

■第三者からの損害

第15条 利用者が他の利用者から傷害その他損害を受けた場合は、当ゴルフ場の故意、または重過失による場合を除き、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

■ゴルフ場への損害

第16条 利用者が故意または過失により、当ゴルフ場に損害を与えた場合は、それを賠償していただきます。

■レンタル商品の紛失または損傷

第17条 利用者が、故意または過失により、当ゴルフ場のレンタル商品を紛失または損傷した場合は、それを賠償していただきます。

■ホールアウト後の退去

第18条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを退去するものとし、後続組の打球に注意を払ってください。

■ゴルフクラブ及び持込み品の確認

第19条 当ゴルフ場はセルフプレー制のため、スタート前並びにホールアウト後にご自身にてクラブ本数・ヘッドカバー・携行品の紛失やコース内への置き忘れが無いかご確認ください。

- ・お客様の過失による破損・紛失につきまして当ゴルフ場は当日、後日の申告に対し責任を負いません。

■施設内への持ち込み品

第20条 当ゴルフ場へ施設内には、次の物のお持ち込を禁止いたします。

- ・動物・鳥類等のペット類
- ・著しく悪臭を放つもの

- ・銃砲刀剣類
- ・騒音を発するもの
- ・火薬・揮発油等発火・爆発の恐れのあるもの
- ・その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

■禁止行為

第21条 施設内で下記の行為はお断りします。

- ・賭博、その他風紀を乱す行為
- ・物品販売、宣伝広告等の行為
- ・他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為及びゴルファーとして不適正な服装
- ・利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）
- ・尚、特に許可した場合であっても、利用者以外（含ギャラリー）が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません
- ・写真撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く）

■違反した場合の責任

第22条 利用者が本約款に違反して第三者に損害を与えた場合、当ゴルフ場は損害賠償等の責任を一切負いません。

■個人情報の取り扱い

第23条 当ゴルフ場は、第2条に基づき署名した個人情報、及び当ゴルフ場のご利用により発生する利用履歴（来場回数、購買履歴を含む。）について、下記に定める目的に限り、当ゴルフ場の責任と負担で利用者の個人情報を利用することができるものとします。

- ・当ゴルフ場におけるサービスの提供
- ・顧客動向調査
- ・緊急連絡、その他利用者に対する必要な連絡等
- ・法令の要請に基づく場合、捜査機関への協力等

■快適なプレーと安全の確保

第24条 当ゴルフ場にてプレーされる利用者は下記の項目を遵守及び認識下さい。

- ・プレーをなさる利用者は、プレー中のすべての行動に責任をお持ちください
- ・ハーフラウンド2時間以内を目安としてプレーするように心掛けてください
- ・当ゴルフ場では円滑なプレー、危険防止、快適なプレーを目的としてローカル・ルールを設定しておりますので必ずお守りください

- ・アウト オブ バーンズ (O・B) の境界は白杭をもって標示する
- ・ペナルティエリアの境界は赤杭をもって標示する
- ・修理地の区域は青杭または白線をもって標示する
- ・道路、標示物、目土箱、支柱及び樹木等は動かすことの出来ない人口の構築物とする
- ・上記以外は JGA 規定に則る

■本約款の変更手続き

第25条 本約款は民法上の定型約款に該当し、当ゴルフ場は次の2つの場合に、当ゴルフ場の裁量により本約款を変更することがあります。

- ① 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- ② 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- ・本約款の変更は、本約款の変更内容がこのウェブサイト上で公表された後、指定された効力発生日から適用されます。
- ・変更後の本約款の効力発生日以降に、利用者が当ゴルフ場を利用したときは、本約款の変更に同意したものとみなします
- ・本約款に定めない事項の解釈に疑義が生じた場合の処置は当ゴルフ場が定めるものとします

■附則

最終変更掲載日 2024年2月22日 効力発生日 2024年3月1日

小浜島カントリークラブ・乗用カート利用約款

第1条 本約款では、乗用カート（「カート」）の運転者及び同乗者（運転者及び同乗者を総称して「利用者」）の皆さんに安全にカートをご利用いただくため、小浜島カントリークラブ・ゴルフ場利用約款第12条に基づき、次のとおりカートの利用方法に関する条件を定めます。

第2条 利用者は、カート利用に関し、ラウンドプレー・ハーフプレーにかかわらず、本約款を遵守する義務を負います。

第3条 利用者は、当ゴルフ場のカート用通路とカート乗り入れを許可された範囲に限り運転を行ってください。

第4条 次の各号のいずれかに該当する利用者は運転できません。

- 1) カートの運転技術が未熟で、適切に操作ができない場合
- 2) 普通自動車運転免許を取得していない方
- 3) アルコールや他の違法薬物の影響下での運転

第5条 利用者は、自らの責任において、カートの走行、停止、乗降などを行ってください。

第6条 運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守してください。

- 1) 走行開始時
 - ・ブレーキ、その他装置の正常な作動を確認すること
 - ・同乗者の着席を確認した上で発進すること
- 2) 走行中
 - ・速度、停止位置などの標識に従って走行すること
 - ・カーブや起伏のある場所などを走行する場合、低速で走行し、必要に応じて、同乗者に声をかけるなどの注意を促すこと
- 3) 停車・駐車時
 - ・斜面その他不安定な場所を避けて停駐車すること
 - ・運転者は同乗者の降車を確認のうえ、ブレーキを確実にかけて降車すること

第7条 同乗者はカート利用に際し、次の事項を遵守してください。

- 1) ハンドル、アクセルなどに触れないこと
- 2) 走行中、常にカートのアームレスト・アシストグリップ等につかまること
- 3) 走行中、カートから身体・衣服・用具等をはみ出さないようにすること
- 4) カートの定員を守り同乗すること

第8条 利用者は、カートに載せたゴルフ用品、携行品などを自らの責任で管理してください。万一、破損、紛失、盗難等が発生した場合、当ゴルフ場は責任を負いかねます。

第9条 利用者は、自らの故意または過失により、カートの利用に伴い、第三者（同乗者を含む）の生命、身体、財産に危害を及ぼした場合、または、カート、その他の当ゴ

ルフ場施設を毀損、滅失した場合、自らの責任でその損害を賠償しなければならない。

第 10 条 本約款は、民法上の定型約款に該当し、本約款の各条項は、利用者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。本約款の変更は、本約款の変更内容がこのウェブサイト上で公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

附則

最終変更掲載日 2024 年 5 月 12 日 効力発生日 2024 年 7 月 1 日